

## 墨田区告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

### 1 指定納付受託者の事務所の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア  
株式会社ペイメントフォー

### 2 指定納付受託者に納付させる歳入

墨田区公共施設利用システムを介して予約をした直営施設の室場及び設備の使用料等のうち、窓口にてキャッシュレス決済で納付される使用料等

### 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで